

令和7年2月号



お知らせ版

刈羽村商工会

TEL : 0257-45-2386

FAX : 0257-45-2985

E-mail : kariwaci@kisnet.or.jp

公式ホームページ

<https://www.kariwa-ci.or.jp/>

今月の主な行事

	内容等	会場等
5日(水)	青年部常任委員会	刈羽村産業会館
6日(木)	刈羽村特別職報酬等審議会	刈羽村役場
17日(月)	確定申告の受付開始 ※3月17日(月)まで	—
19日(水)	桃の花見フェスティバル全体会議	刈羽村役場
21日(金)	全国原子力立地市町村商工団体協議会懇談会等	東京商工会議所
22日(土)	首都圏エネルギー懇談会	東京都 幸ビルディング
25日(火)	勝山工業団地組合新年会	荒木屋
28日(金)	刈羽村商工会 所得税確定申告相談会 1回目	刈羽村産業会館

《 「元気はなまるクーポン」 事業が始まりました。 》

柏崎・刈羽地区商工会が共催しています柏崎商工会議所の「元気はなまるクーポン」事業が2月7日(金)から開始されます。今年度の参加店舗は208店舗となりました(刈羽村からは2店舗参加)。クーポン券付きのチラシについては、行政当局よりご協力いただき、柏崎市や刈羽村の全世帯へ配布する予定です。各店舗のPRやサービス内容を記載しておりますので、ご覧ください。なお、チラシは参加店舗の他、柏崎市内の公共施設、金融機関にも配布しております。

また、期間中、加盟店で使用できる商品券が当たるスタンプラリーも行っております。今年は当選総額を80万円、当選者数を220名に増額してお得感満載ですので、ぜひご利用ください。



《 所得税の確定申告 税理士による個別税務相談会の開催についてご案内 》

確定申告の時期となりました。商工会では、下記により税理士による個別税務相談会を開催します。相談は無料ですが、あらかじめ商工会へ申込みください。

- (1) 日 時 2月28日(金)、3月13日(木) 10時00分～12時00分
- (2) 会 場 刈羽村産業会館 相談室
- (3) 参加費 無料
- (4) 内 容 お一人様30分程度。税額控除等の相談(確定申告書等の作成はいたしません)。
- (5) お申込み 刈羽村商工会 TEL0257-45-2386 FAX0257-45-2985

追加募集中

《刈羽村のふるさと納税返礼品提供事業者を募集！》

刈羽村では、昨年10月にふるさと納税返礼品の取り扱いを開始し、12月までに658件、425万円の納税をいただきました。商工会では、返礼品の提供を通じて多くの方に刈羽村の魅力を知っていただくとともに、地域事業者の皆様の販路拡大による産業振興つなげるため、返礼品提供事業者を随時募集しています。また、既にご登録いただいている事業者の皆様については新規商品の追加登録も可能です。ぜひ、お申込みをお願いします。

1. 返礼品提供事業者の要件

- ①刈羽村に事業所がある法人、個人事業主または団体等であること
- ②返礼品の提供や品質管理等について責任ある対応ができること
- ③住民税等の滞納がないこと
- ④暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと等

2. 返礼品の要件

- ①刈羽村内で生産されたもの（農水産物、工芸品、日用品等）
- ②製造・加工等の工程のうち、主要な部分を刈羽村で行ったもの（加工食品等）
- ③刈羽村内で提供されるサービス（宿泊、飲食、体験サービス等）

3. 申込方法

刈羽村または刈羽村商工会のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類とともに刈羽村商工会窓口へ提出してください。
(郵送、FAX、電子メールでも申請可能です)

※詳細については、別添チラシをご覧ください。お問合せは、商工会まで

《商工会新春講演会及び会員新年会を開催！》

去る1月18日(土)に新春講演会と会員新年会を開催しました。当日は1月にしては穏やかな天候で、講演会は約100名、新年会は59名と大勢の皆様にご参加いただきました。

新春講演会は、刈羽村生涯学習センター「ラピカ」文化ホールにて、講師にエコノミスト/BRICs経済研究所代表の門倉貴史(かどくら たかし)氏をお迎えし、「物価高時代を生き抜く資産運用術～経済・エネルギーの将来展望を踏まえて～」と題して講演をいただきました。講師より、ウクライナ戦争や米国の政権交代が与える国際情勢について詳しく解説がありました。また、世界のエネルギー事情が日本経済や地域に与える影響について独自の切り口でお話があり、聴講された皆さんに好評でした。

会員新年会については、講演会終了後、会場を荒木屋に移し開催しました。品田村長をはじめ7名のご来賓をお迎えし、和やかに会員相互の情報交換と懇親を深めました。新年早々の行事ではありましたが、皆様のご協力のもと無事に終了し執り行うことが出来、感謝申し上げます。

(講師の門倉貴史氏)



◀ 所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります！ ▶

令和6年分の所得税の確定申告の受付が始まります。なお、確定申告の主な変更点は、以下のとおりですので、ご注意ください。所得税の金額に直接影響の与えるものは少ないですが、確定申告書の作成において重要な改正が多くなっています。

◆主な改正点

①定額減税欄の追加

令和6年分のみ措置として「定額減税」が実施されます。これは、国内において所得金額が1,805万円以下であるすべての納税者に影響するものとなります。

定額減税とは、納税者とその扶養親族等の人数により計算された定額減税額を令和6年分の所得税及び住民税の所得割から差し引くという制度です。令和6年分1年限りの措置とされます。

減税額	所得税	住民税
納税者本人分	3万円	1万円
同一生計または扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

なお、定額減税額の方が多く、所得税や住民税の所得割から上記定額減税額が控除しきれない場合には、令和7年において、控除しきれなかった額が「市区町村から給付」されるしくみになっています。年末調整のみで完結する会社員の場合には特に問題ありませんが、確定申告書に正しく記載しないと、給付漏れになる可能性もでてきますのでご注意ください。

②所得金額調整控除の記入方法の変更

所得金額調整額とは、給与所得者だけが利用できる所得控除です。年収が850万円を超え、納税者本人、配偶者、扶養親族のいずれかが、特別障害者であるか、または23歳未満の扶養家族がある場合等には、一定額の所得控除が受けられる制度で、2020年(令和2年)から導入されています。

第二表の「配偶者や親族に関する事項(⑳～㉓、㉔、㉕、㉖)欄」の「その他」欄に、次のすべてを満たす場合は「1」を記載することとなりました。(配偶者が定額減税の対象になる場合は「2」のままで問題ありません。)

③子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴う項目追加

住宅ローン控除に子育て世帯や若者夫婦世帯が令和6年に住宅取得やリフォームをして入居した場合、借入限度額に上乗せをして、令和4、5年の水準を維持するという制度が設けられました。

借入限度額が大きくなる分、控除限度額も大きくなります。対象となるのは令和6年12月末時点で次のいずれかに該当する人であり、制度上「特例対象個人」と呼ばれます。

- ・年齢が40歳未満、かつ、配偶者を有する人
- ・年齢が40歳以上、かつ、年齢が40歳未満の配偶者を有する人
- ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する人

④申告書等への受付印押なつ廃止

確定申告書を持参または郵送する場合に、控えを添えておけば、收受日付印を押なつて返してもらいましたが、令和7年1月より、收受日付印の押なつがなくなります。当面は希望者により、日付や税務署名(業務センター名)が記載されたリーフレットが渡されます。したがって、確定申告書の提出については提出する申告書のみとなりますので、提出年月日の管理は納税者の責任となります。

⑤スマホとマイナポータル連携で便利に

令和6年分の確定申告は、スマホやPC等とマイナポータルの連携によって便利になります。

マイナポータルサイトは、政府が提供するオンラインサービスで行政手続きを支援するサイトで、マイナポータルサイト上に登録をしておくと、行政手続きをスムーズに行えます。

例えば、確定申告の手続きにおいて、添付すべきデータ(例えば医療費領収データなど)をマイナポータルサイト経由で取得するよう「連携」しておけば、領収データ等が確定申告書データに反映されます。

◆受付期間 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

◆納付期限 現金納税:令和7年3月17日(月)
振替納税(口座引落):令和7年4月23日(水) ※事前に書類提出が必要です

《 消費税及び地方消費税の確定申告もお忘れなく 》

個人事業主の皆さんの消費税及び地方消費税の申告は次の通りとなります。所得税等とは納付期限が違いますので、課税事業者の方はご注意ください。

- ◆受付期間 令和7年3月31日(月)まで
- ◆納付期限 現金納税:令和7年3月31日(月)
振替納税(口座引落):令和7年4月30日(水) ※事前に書類提出が必要です

《創業相談会(2月開催)のお知らせ》

新潟県商工会連合会では、創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、「創業相談会」を毎月開催しております。創業計画や開業資金などの創業に関する様々な問題についてのご相談に対応しておりますのでご活用ください。2月開催は以下の日程となっております。

- ◆新潟県商工会館(新潟県庁近く): 13日(木)、27日(木)
- ◆長岡支所(長岡インター近く): 6日(木)、21日(金)
- ◆時間: 各相談日とも午前10時から正午までのうち、お1人様1時間程度。
申込: 事前にお電話で各会場にご予約ください。
- ◆新潟県商工会連合会 広域指導センター ☎025-283-1311(新潟市中央区新光町7-2)
〃 長岡支所 ☎0258-21-0688(長岡市新産2-1-4 和同新産センタービル)

《【新潟県信用保証協会】アトツギ支援セミナーのご案内》

新潟県信用保証協会ではベンチャー型事業承継を中心とした新しい事業承継支援の一環として、下記のとおりセミナーを開催します。本セミナーでは、若手後継者が先代から譲り受けた経営資源を活用し、イノベーションなどの新領域に挑戦する“アトツギベンチャー”の事例を学びます。受講料は無料となっておりますので、ぜひご利用ください。

- (1) 日時 令和7年2月14日(金) 14:00~
- (2) 会場 新潟県信用保証協会 本店大会議室 ※リアル開催のみ
- (3) パネラー 京都信用保証協会企業支援部経営支援課 村井 章大氏 他
- (4) テーマ 「京都府北部地域の支援チームから学ぶ!アトツギ支援エコシステムとは?」
- (5) 定員 50名
- (6) お問い合わせ 新潟県信用保証協会 保証推進部企業支援課 (TEL025-210-5143)
※お申込方法や詳細については、別添セミナーチラシをご覧ください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済

Be a Great Small. 中小機構

2021.6